

ふくおか県央環境広域施設組合条例第26号

ふくおか県央環境広域施設組合長期継続契約を締結することが
できる契約を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 ふくおか県央環境広域施設組合が長期継続契約を締結することができる契約については、飯塚市の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。